

福祉・地域共生

すべての人が認め合い、
支え・支えられながら共生するまち



- 施策14** 人権を尊重する地域社会の醸成
- 施策15** 地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり
- 施策16** 高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援
- 施策17** 障害者の社会参加と地域生活の支援

すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち

施策14 人権を尊重する地域社会の醸成

人権とは、誰もが生まれながらに等しく持っている、人として幸せな生活を営むための権利です。この欠かすことのできない権利が尊重される社会を実現するために、一人ひとりが人権の重要性を考えるきっかけづくりになるよう、啓発事業と相談事業等を実施し、年齢、性別、国籍、人種等による差別や偏見のない多様性を認め合う意識の醸成に努めます。

施策の現状と課題

- スマートフォン等のICT端末やソーシャルメディア等のサービスの普及に伴い、その匿名性から他者への誹謗中傷や差別的な書き込み等の人権侵害が増え、今日的な社会問題となっています。一人ひとりが自分らしく生活し、夢や希望、幸せを実感できるまちにするため、あらゆる分野での差別、偏見を解消していくための正しい知識・情報の伝達や啓発及び制度上の不利益の解消等に向けた取組を継続して行う必要があります。
- 男女の固定的な性別による役割分担意識が依然として残っていることから、家庭や職場での意識改革等により、誰もがその個性と能力を発揮し、地域で活躍する場や、区政への参画機会を拡充していく必要があります。
- 性的指向及び性自認について、区民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性の多様性を尊重する社会の実現に向けて、区民の理解増進を図るとともに、パートナーシップ制度等の運用を適切に図っていく必要があります。

計画最終年度の目標

- 差別や偏見を生む誤った情報や偏った情報がなくなり、年齢、性別、国籍、人種や様々な価値観などその多様性を認め合うなど、互いの人権を尊重し、あらゆる差別や偏見を許さないという意識がすべての区民に根付いています。
- 性別による固定的な役割分担意識から解放され、誰もが、性別に関係なく、様々な分野に参画し、互いに個性を尊重し、能力を発揮できています。
- すべての区民が、性の多様性に関する理解が進み、性のあり方にかかわらず、一人ひとりが尊重され、多様な生き方を認め合い、誰もが自分らしく安心して暮らし、活動しています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の現状と目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | |
|--|------------|-----------|------------|
| | | 8年度(2026) | 12年度(2030) |
| 1 他人の立場を尊重・理解するなど、人権を意識しながら生活している区民の割合 区民意向調査 ※現状値は、令和3年(2021年)2月「人権に関する都民の意識調査(東京都総務局人権部)」のデータに基づく参考値 | 21.4% | 28.0% | 40.0% |
| 2 区内事業所における管理職(課長相当職以上、役員含む)に占める女性の割合 男女共同参画に関する意識と生活実態調査 | 25.4%(3年度) | 28.0% | 30.0% |
| 3 「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」の認知度(条例に基づくパートナーシップ制度などの認知度も含む) 区民意向調査 ※令和6年度(2024年度)に実施する区民意向調査により現状値を把握し、毎年度修正において、目標値を設定 | — | 上昇 | 上昇 |

施策を構成する実行計画事業

- 1 人権尊重の啓発等の推進
- 2 男女共同参画の推進 **重点**
- 3 性の多様性が尊重される地域社会の実現
- 4 障害者の権利擁護と共生社会の推進 **再掲** (施策17-6)
- 5 子どもの権利擁護の推進 **再掲** (施策18-1)
- 6 多文化共生・国内外交流の推進 **再掲** (施策27-3)



1 人権尊重の啓発等の推進

広報紙や人権啓発冊子等の発行や人権教育等の様々な機会を通じて人権尊重意識の啓発を図るとともに、人権擁護委員等との連携により人権相談を実施します。

| | 5(2023)年度末(見込) | 6(2024)年度 | 7(2025)年度 | 8(2026)年度 | 3か年計 |
|---------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 事業量 | 人権週間等における人権尊重意識の啓発実施 | 人権週間等における人権尊重意識の啓発実施 | 人権週間等における人権尊重意識の啓発実施 | 人権週間等における人権尊重意識の啓発実施 | 人権週間等における人権尊重意識の啓発実施 |
| | 人権相談実施 | 人権相談実施 | 人権相談実施 | 人権相談実施 | 人権相談実施 |
| 経費(百万円) | | 0 | 0 | 0 | 0 |

2 男女共同参画の推進 重点

男女共同参画社会^{※1}の実現に向け、男女平等推進センター^{※2}において、啓発講座とともに、家庭や仕事に係る一般相談と、離婚や養育費に係る法律相談を行います。また、配偶者暴力相談支援センター^{※3}においてDV相談を実施し、相談者の状況に応じて適切な支援に結び付けます。

また、「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」を実施し、実態調査結果を基に、ジェンダー平等や性の多様性の理解増進に関する施策の充実を図ります。

| | 5(2023)年度末(見込) | 6(2024)年度 | 7(2025)年度 | 8(2026)年度 | 3か年計 |
|---------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 事業量 | 男女共同参画啓発講座の開催 5講座 | 男女共同参画啓発講座の開催 5講座 | 男女共同参画啓発講座の開催 5講座 | 男女共同参画啓発講座の開催 5講座 | 男女共同参画啓発講座の開催 15講座 |
| | 男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施 | 男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施 | 男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施 | 男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施 | 男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施 |
| | DV相談実施 | DV相談実施 | DV相談実施 | DV相談実施 | DV相談実施 |
| | — | 男女共同参画に関する意識と生活実態調査実施 | — | — | 男女共同参画に関する意識と生活実態調査実施 |
| 経費(百万円) | | 25 | 18 | 18 | 61 |

※1 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条）

※2 男女平等推進センター：男女共同参画社会の実現を目指す活動を進める拠点として、情報の収集・発信、啓発・学習、総合相談、団体の育成・交流促進などを行う施設

※3 配偶者暴力相談支援センター：被害者支援のための相談・一時保護や自立支援・保護命令制度・保護施設の利用についての情報提供、その他の援助を行う、配偶者・パートナーからの暴力全般に関する相談窓口

3 性の多様性が尊重される地域社会の実現

「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」に基づき、性的マイノリティ^{※1}に関する相談・啓発事業を実施するなど、すべての区民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に向けて取り組みます。

また、パートナーシップ制度については、「男女共同参画に関する意識と実態調査」結果や当事者を含めた幅広い区民等の意見を踏まえ、制度の見直しに向けた検討を進め、その検討結果に基づいて、より充実した制度運用を図ります。

| | 5(2023)年度末(見込) | 6(2024)年度 | 7(2025)年度 | 8(2026)年度 | 3か年計 |
|---------|--------------------|------------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 事業量 | 性的マイノリティに関する相談実施 | 性的マイノリティに関する相談実施 | 性的マイノリティに関する相談実施 | 性的マイノリティに関する相談実施 | 性的マイノリティに関する相談実施 |
| | 性的マイノリティに関する啓発事業実施 | 性的マイノリティに関する啓発事業実施 | 性的マイノリティに関する啓発事業実施 | 性的マイノリティに関する啓発事業実施 | 性的マイノリティに関する啓発事業実施 |
| | パートナーシップ制度創設・運用 | パートナーシップ制度運用・見直しに向けた検討 | パートナーシップ制度検討結果に基づく運用 | パートナーシップ制度検討結果に基づく運用 | パートナーシップ制度運用・見直しに向けた検討・検討結果に基づく運用 |
| 経費(百万円) | | 1 | 1 | 1 | 3 |

※1 性的マイノリティ：性的指向や性自認等に関して、そのあり方が少数派の人々

すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち

施策15 地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり

子育てと介護を同時に行うダブルケアや、80代の親が50代の子どもを支える8050問題など、区民が複雑化・複合化する生活課題に直面した場合においても、住み慣れた地域の中で支え合って暮らし続けられるよう、世代や分野を問わない包括的な支援体制を構築するとともに、生活困窮者やひきこもり状態にある方への自立支援体制を充実させていきます。

また、動物に対して様々な価値観を持つ区民同士が理解し合うなど、人も動物も共に健やかに暮らせる社会の実現に向けた取組を推進します。

施策の現状と課題

- ダブルケアや社会的孤立など既存の制度の対象となりにくく、複数の生活課題を抱えているケースでは、高齢者・障害者・子ども・生活困窮者等の対象者ごとの支援体制だけでは対応が困難であり、制度や分野に捉われない支援の仕組みが必要です。
- 就労や心身の状況から経済的に困窮した方への自立を支援するため、高齢者、障害者や子どもをはじめ、他の福祉分野の機関との密接な連携が求められています。また、社会参加の機会を掴めないひきこもり状態にある方に対しては、就労だけでなく本人の自尊心の回復や見守る家族への働きかけなど多様な支援体制をつくる必要があります。
- 動物愛護と都市における動物飼養ルールの普及啓発や災害時のペット救護対策など、区民や関係機関を巻き込んで動物と共生できる地域社会の実現に向けた取組を推進していくことが求められています。

計画最終年度の目標

- 相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に推進することで、既存の制度の対象となりにくく、複数の生活課題を抱えている区民を包括的に支援する体制が整っています。
- 高齢者や障害者、子ども等の他分野の関係機関と連携して、複雑化・複合化した課題を抱える生活困窮者に寄り添った支援を行い、生活困窮者が自立できるようになっています。また、就労支援のほか、ひきこもりに対する居場所づくりや家族への支援など多様な体制が整っています。
- 動物に対して様々な価値観を持つ区民同士が互いに理解し合うとともに、人も動物も共に健やかに暮らしていける地域社会づくりの取組が充実しています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の現状と目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | |
|---|-----------|-----------|------------|
| | | 8年度(2026) | 12年度(2030) |
| 1 各相談支援機関から在宅医療・生活支援センター ^{※1} への相談件数 | 408件(4年度) | 450件 | 450件 |
| 2 ひきこもりサポーターの人数 | — | 120人 | 360人 |

施策を構成する実行計画事業

- 1 包括的な支援体制の構築 **重点**
- 2 生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実 **重点**
- 3 動物と共生できる地域社会づくりの推進
- 4 災害時要配慮者支援の推進 **再掲** (施策2-5)
- 5 区民と進める健康づくりの推進 **再掲** (施策12-1)
- 6 高齢者の地域包括ケアシステムの推進・強化 **再掲** (施策16-2)
- 7 障害者の地域生活支援体制の推進・強化 **再掲** (施策17-3)
- 8 妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実 **再掲** (施策20-1)
- 9 地域における子育て支援体制の充実 **再掲** (施策20-2)

※1 在宅医療・生活支援センター：区内の在宅医療を推進するほか、高齢者・障害者・子ども・生活困窮者等の相談支援機関が連携して複数の生活課題を抱えている世帯を支援するための調整や、地域での支え合いの活動を広げるための仕組みづくりを行う区の機関

※2 地域包括支援センター（ケア24）：保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャー等が配置され、高齢者の保健・福祉・医療の向上、権利擁護等の支援をする総合的な相談窓口

1 包括的な支援体制の構築 重点

複数の生活課題を抱えている区民を包括的に支援する体制を構築するため、高齢者分野の地域包括支援センター（ケア24）や障害者分野の障害者地域相談センター（すまいる）^{※1}等における分野を超えた「相談支援」や、社会とのつながりを回復する「参加支援」、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会を生み出す「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う重層的支援体制整備事業^{※2}を実施します。

重層的支援体制整備事業では、高齢者・障害者・子ども・生活困窮者等の相談支援機関による重層的支援会議^{※3}を新たに設置するほか、分野を問わない相談を受け止める地域福祉コーディネーターを配置し、区民や関係機関と協力して社会参加や地域交流につなげる「地域支え合いの仕組みづくり事業」を実施します。

| | 5(2023)年度末(見込) | 6(2024)年度 | 7(2025)年度 | 8(2026)年度 | 3か年計 |
|------------|--------------------------------|--|--|---|--|
| 事業量 | 重層的支援体制整備事業の検討 | 重層的支援体制整備事業の実施 | 重層的支援体制整備事業の実施 | 重層的支援体制整備事業の実施 | 重層的支援体制整備事業の実施 |
| | 包括的な相談支援体制の強化 検討・実施 | 包括的な相談支援体制の強化 実施 支援会議の開催 120回 | 包括的な相談支援体制の強化 実施 支援会議の開催 120回 | 包括的な相談支援体制の強化 実施 支援会議の開催 120回 | 包括的な相談支援体制の強化 実施 支援会議の実施 360回 |
| | 支援会議 ^{※4} の開催 120回 | 重層的支援会議の設置・開催 地域支え合いの仕組みづくり事業の実施 地域福祉コーディネーターの配置 新規1名 (累計3名) | 重層的支援会議の開催 地域支え合いの仕組みづくり事業の実施 地域福祉コーディネーターの配置 — (累計3名) | 重層的支援会議の開催 地域支え合いの仕組みづくり事業の実施 地域福祉コーディネーターの配置 新規1名 (累計4名) | 重層的支援会議の設置・開催 地域支え合いの仕組みづくり事業の実施 地域福祉コーディネーターの配置 新規2名 (累計4名) |
| | 地域福祉コーディネーターの相談受付 190件 | 地域福祉コーディネーターの相談受付 285件 | 地域福祉コーディネーターの相談受付 285件 | 地域福祉コーディネーターの相談受付 380件 | 地域福祉コーディネーターの相談受付 950件 |
| | 経費(百万円) | 29 | 29 | 38 | 96 |

- ※1 障害者地域相談センター（すまいる）：地域での相談の場として、区内3か所（荻窪・高円寺・高井戸）に設置している、社会福祉士などの専門職員が障害者（児）の生活全般の相談に応じる相談支援機関
- ※2 重層的支援体制整備事業：令和3年（2021年）4月1日に施行された改正社会福祉法において新たに規定された事業で、区民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための仕組み
- ※3 重層的支援会議：複数の生活課題を抱えている区民への支援内容について、本人の同意を得て調整・検討するための会議
- ※4 支援会議：複数の生活課題を抱えている区民への支援内容について、社会福祉法第106条の6に基づき、本人の同意なく調整・検討するための会議

2 生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実 重点

生活自立支援窓口（くらしのサポートステーション^{※1}）では、相談を通じて課題を把握し、区の担当組織や関係機関等と連携して伴走型の支援を行います。また、就労支援センターと密接に連携し就労に必要な知識・技能の習得支援や就労先の紹介等につなげます。子どもへの支援については、進学支援を含む学習支援や社会性の習得に向けた支援を実施します。

ひきこもり状態にある方については、就労だけでなく、本人の自尊心の回復とその人なりの社会参加ができるよう、当事者をはじめ家族に対して様々な支援を行うとともに、ひきこもりについての地域における理解促進を進めます。

| | 5(2023)年度末(見込) | 6(2024)年度 | 7(2025)年度 | 8(2026)年度 | 3か年計 |
|----------------|--------------------------------|-------------------------------------|---|--|--|
| 事業量 | 自立相談支援事業 実施 | 自立相談支援事業 実施 | 自立相談支援事業 実施 | 自立相談支援事業 実施 | 自立相談支援事業 実施 |
| | 子どもの学習等支援事業 実施《年48回》 | 子どもの学習等支援事業 実施《年48回》 | 子どもの学習等支援事業 実施《年48回》 | 子どもの学習等支援事業 実施《年48回》 | 子どもの学習等支援事業 実施《年48回》 |
| | ひきこもり支援事業 調査・検討・実施準備 | ひきこもり支援事業 実施準備 | ひきこもり支援事業 実施 専門相談窓口開設 居場所事業 ^{※2} 実施 | ひきこもり支援事業 実施 専門相談窓口実施 居場所事業実施 | ひきこもり支援事業 実施準備・実施 専門相談窓口開設・ 実施 居場所事業実施 |
| | ひきこもりに関する知識の普及啓発 調査・検討・実施準備 | ひきこもりに関する知識の普及啓発 講座・講演会の実施 準備 | ひきこもりに関する知識の普及啓発 講座・講演会の実施 | ひきこもりに関する知識の普及啓発 講座・講演会の実施 | ひきこもりに関する知識の普及啓発 講座・講演会の実施 準備・実施 |
| 経費(百万円) | 100 | 118 | 118 | 336 | |

- ※1 くらしのサポートステーション：経済的な困りごとと合わせて、ひきこもりや子どもの学習支援等生活上で様々な不安や課題を抱えた方の相談窓口
- ※2 居場所事業：ひきこもりの状態にある方に、就労自立ではなく、自らの役割を感じられる機会を与え安心して過ごせる場所を提供する事業

3 動物と共生できる地域社会づくりの推進

動物に対して様々な価値観を持つ区民同士が理解し合うとともに、動物が命あるものとして尊重され、人のよきパートナーとして幸福で健康な生涯を送ることができるよう、東京都獣医師会杉並支部及び杉並区動物適正飼養普及員（杉並どうぶつ相談員）等と協力し、動物愛護と都市における動物飼養ルールの普及啓発や災害時のペット救護対策等の充実を図ります。

| | 5(2023)年度末(見込) | 6(2024)年度 | 7(2025)年度 | 8(2026)年度 | 3か年計 |
|---------|--|--|--|--|--|
| 事業量 | 動物の適正飼養ルールの普及啓発 犬のしつけ方教室 動物適正飼養普及員の育成 動物愛護週間事業の実施 | 動物の適正飼養ルールの普及啓発 犬のしつけ方教室 動物適正飼養普及員の育成 動物愛護週間事業の実施 | 動物の適正飼養ルールの普及啓発 犬のしつけ方教室 動物適正飼養普及員の育成 動物愛護週間事業の実施 | 動物の適正飼養ルールの普及啓発 犬のしつけ方教室 動物適正飼養普及員の育成 動物愛護週間事業の実施 | 動物の適正飼養ルールの普及啓発 犬のしつけ方教室 動物適正飼養普及員の育成 動物愛護週間事業の実施 |
| | 飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業の実施 | 飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業の実施 | 飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業の実施 | 飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業の実施 | 飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業の実施 |
| | 災害時におけるペットの救護対策の充実 | 災害時におけるペットの救護対策の充実 | 災害時におけるペットの救護対策の充実 | 災害時におけるペットの救護対策の充実 | 災害時におけるペットの救護対策の充実 |
| | ドッグランの整備 整備 運営 | ドッグランの運営 | ドッグランの運営 | ドッグランの運営 | ドッグランの運営 |
| 経費(百万円) | 32 | 32 | 32 | 96 | |

すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち

施策16 高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援

高齢者が人生の最終段階まで住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症施策や生活支援体制の整備、医療と介護の連携などによる支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの推進に加え、地域の見守り体制等の充実に取り組んでいきます。また、介護が必要な高齢者の増加に対応するため、介護施設を計画的に整備するとともに、これらの施設における介護人材の定着・支援や介護ロボットの導入を支援する取組を進めていきます。一方で多くの元気な高齢者がいきがいを持って活躍できる環境を整え、「人生100年時代」の健康長寿社会に向け、高齢者が自らの知識・経験等を生かして、地域共生社会づくりの担い手となるよう支援してまいります。

施策の現状と課題

- 令和7年（2025年）に団塊の世代が75歳以上となり、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）頃には、高齢者人口がピークを迎えることなどを見据え、引き続き、認知症への理解・普及啓発及び早期発見・早期対応に向けた取組や地域包括ケアシステムの推進・強化等を図る必要があります。
- 精力的に整備を進めてきた特別養護老人ホームについては、令和8年度（2026年度）までの間、緊急性の高い入所待機者は発生しない見込みですが、引き続き、各年度における需要と供給のバランスや地域ごとの整備状況等を考慮し、令和22年（2040年）頃を見据えた介護施設の計画的な整備を推進する必要があります。加えて、これらの介護サービスの担い手となる介護人材の定着・育成等の支援に注力することも課題です。
- 元気な高齢者が他者とのかかわりを持ちながら、いきいきと活動できるよう、多様なニーズに応じた居場所や地域の活動等の場を提供するとともに、それらの場につなぐためのきっかけづくりと情報提供の充実が必要です。

計画最終年度の目標

- 認知症になっても、希望を持って住み慣れた地域で自分らしく生活を続けられています。また、必要な時に必要な在宅介護サービスや地域ネットワークによる支援を受けながら、安心して高齢期の生活を過ごせるようになっています。
- 介護施設の基盤整備が進められるとともに、介護人材が充足され、適切な介護施設サービスを提供できる環境が整っています。
- 多くの元気な高齢者が、いきがいを持って生活を送るとともに、自らの知識・経験等を生かしながら、地域共生社会づくりの担い手となって活動しています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の現状と目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | |
|---|-------------|-----------|------------|
| | | 8年度(2026) | 12年度(2030) |
| 1 地域包括支援センター(ケア24)で総合相談から認知症支援につないだ件数 | 7,292件(4年度) | 8,140件 | 8,260件 |
| 2 今後も在宅での介護を続けていけると思う介護者の割合 | 81.6%(4年度) | 90.0% | 90.0% |
| 3 地域で支え合い、サービスや医療を受けながら、高齢になっても安心して暮らせる体制が整っていると思う区民の割合 | 27.2%(4年度) | 32.0% | 34.0% |
| 4 特別養護老人ホームの整備が充足している割合 | 163.5%(4年度) | 100%以上 | 100%以上 |
| 5 地域活動・ボランティア活動・就労している高齢者の割合 | 47.0%(4年度) | 48.5% | 50.0% |

施策を構成する実行計画事業

- 1 認知症施策の推進 **重点**
- 2 高齢者の地域包括ケアシステムの推進・強化 **重点**
- 3 地域の見守り体制の充実
- 4 家族介護者支援の充実
- 5 介護サービス基盤の整備 **重点**
- 6 高齢者いきがい活動の充実
- 7 在宅医療体制の充実 **再掲** (施策13-3)



1 認知症施策の推進 重点

認知症になっても、希望を持って住み慣れた地域で自分らしく生活が続けられるよう、共生社会の実現を推進するための認知症基本法^{※1}に基づき、普及啓発や予防、早期発見・早期対応に向けた体制・連携強化、若年認知症支援等の取組を総合的に推進します。こうした取組については、区と協定を締結した認知症介護研究・研修東京センターや浴風会病院認知症疾患医療センターの専門的な助言等を得ながら、効果的・効率的な推進を図っていきます。

| | 5(2023)年度末(見込) | 6(2024)年度 | 7(2025)年度 | 8(2026)年度 | 3か年計 |
|-----|--|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 事業量 | 認知症サポーター ^{※2} 養成 新規2,500人 | 認知症サポーター養成 新規2,500人 | 認知症サポーター養成 新規2,500人 | 認知症サポーター養成 新規2,500人 | 認知症サポーター養成 新規7,500人 |
| | チームオレンジ ^{※3} の育成 新規4チーム (累計12チーム) | チームオレンジの育成 新規3チーム (累計15チーム) | チームオレンジの育成 新規3チーム (累計18チーム) | チームオレンジの育成 新規2チーム (累計20チーム) | チームオレンジの育成 新規8チーム (累計20チーム) |
| | 若年性認知症支援会議 の開催 12回 | 若年性認知症支援会議 の開催 12回 | 若年性認知症支援会議 の開催 12回 | 若年性認知症支援会議 の開催 12回 | 若年性認知症支援会議 の開催 36回 |
| | 認知症初期集中支援 チーム ^{※4} 訪問支援 新規60件 | 認知症初期集中支援 チーム訪問支援 新規60件 | 認知症初期集中支援 チーム訪問支援 新規60件 | 認知症初期集中支援 チーム訪問支援 新規60件 | 認知症初期集中支援 チーム訪問支援 新規180件 |
| | 認知症ケアパス ^{※5} の普及 | 認知症ケアパスの普及 | 認知症ケアパスの改定 | 認知症ケアパスの普及 | 認知症ケアパスの改定・ 普及 |
| | 認知症予防・共生講座 の開催 1回 | 認知症予防・共生講座 の開催 1回 | 認知症予防・共生講座 の開催 1回 | 認知症予防・共生講座 の開催 1回 | 認知症予防・共生講座 の開催 3回 |
| | 経費(百万円) | 7 | 7 | 7 | 21 |

- ※1 共生社会の実現を推進するための認知症基本法：認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（=共生社会）の実現を推進することを目的に制定され、令和5年（2023年）6月16日に公布、令和6年（2024年）1月1日に施行
- ※2 認知症サポーター：認知症に対する正しい理解のもと、認知症の人や家族の見守り、支援する応援者を養成する講座を受講した人
- ※3 チームオレンジ：認知症の人や家族を支援するために組織したチーム。区では令和8年度（2026年度）までに20か所の地域包括支援センター（ケア24）に各1チームの設置を予定
- ※4 認知症初期集中支援チーム：認知症の専門医と医療や福祉の専門職からなるチームを区内医療機関3か所に設置し、認知症が疑われる人の自宅を訪問して、生活状況や認知機能等の情報収集と評価を行うチーム
- ※5 認知症ケアパス：認知症の初期段階から生活機能障害の進行に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護や生活支援サービスを利用できるか等の流れを示したもので、区では「認知症あんしんガイドブック」として発行

2 高齢者の地域包括ケアシステムの推進・強化 重点

介護等の支援が必要な高齢者が安心して地域で住み続けられるよう、区内20か所の地域包括支援センター（ケア24）に配置した地域包括ケア推進員が中心となり、地域による生活支援体制整備事業^{※1}や、地域ケア会議^{※2}を通じた在宅医療・介護の連携強化及び認知症支援等を一体的に行い、地域包括ケアシステムの推進・強化を図ります。また、事業評価や研修等により、ケア24の機能強化に取り組んでいきます。

| | 5(2023)年度末(見込) | 6(2024)年度 | 7(2025)年度 | 8(2026)年度 | 3か年計 |
|-----|--|---|---|---|---|
| 事業量 | ケア24の機能強化 ケア24事業評価の実 施・改善 区主催研修 ^{※3} の実施 ケア24相互の連携会 議の開催 | ケア24の機能強化 ケア24事業評価の実 施・改善 区主催研修の実施 ケア24相互の連携会 議の開催 | ケア24の機能強化 ケア24事業評価の実 施・改善 区主催研修の実施 ケア24相互の連携会 議の開催 | ケア24の機能強化 ケア24事業評価の実 施・改善 区主催研修の実施 ケア24相互の連携会 議の開催 | ケア24の機能強化 ケア24事業評価の実 施・改善 区主催研修の実施 ケア24相互の連携会 議の開催 |
| | 地域ケア会議の実施 140回 | 地域ケア会議の実施 140回 | 地域ケア会議の実施 140回 | 地域ケア会議の実施 140回 | 地域ケア会議の実施 420回 |
| | 生活支援体制整備事業 の推進 協議体を中心とした 地域活動の推進 | 生活支援体制整備事業 の推進 協議体を中心とした 地域活動の推進 | 生活支援体制整備事業 の推進 協議体を中心とした 地域活動の推進 | 生活支援体制整備事業 の推進 協議体を中心とした 地域活動の推進 | 生活支援体制整備事業 の推進 協議体を中心とした 地域活動の推進 |
| | 経費(百万円) | 158 | 158 | 158 | 474 |

- ※1 生活支援体制整備事業：区全域を第1層協議体、ケア24の担当区域を第2層協議体とし、それぞれに地域資源の開発やネットワークづくり等をコーディネートする生活支援コーディネーターを配置するとともに、地域の様々な団体・住民等が集まり、情報共有・意見交換を行う場である協議体を設置し、地域の支え合いによる生活支援の体制づくりを推進する事業
- ※2 地域ケア会議：高齢者の支援の充実や社会基盤の整備を図るために、地域包括支援センター（ケア24）又は区が主催する行政職員及び地域の関係者から構成される会議体
- ※3 区主催研修：ケア24職員を対象に、新任研修、介護予防マネジメント研修、認知症基礎研修、地域づくり研修、課題別研修を実施

3 地域の見守り体制の充実

単身世帯や高齢者のみの世帯等の高齢者が安心して生活ができるよう、民生委員、地域包括支援センター（ケア24）職員、地域ボランティア及び民間事業者などの多様な主体や方法による重層的な地域の見守り体制を充実し、孤立化を防止するとともに、必要なサービスにつなぎます。

| | 5(2023)年度末(見込) | 6(2024)年度 | 7(2025)年度 | 8(2026)年度 | 3か年計 |
|-----|--|---|---|---|--|
| 事業量 | 安心おたっしや訪問実施 | 安心おたっしや訪問実施 | 安心おたっしや訪問実施 | 安心おたっしや訪問実施 | 安心おたっしや訪問実施 |
| | 高齢者緊急通報システム ^{※2} 1,350件 | 高齢者緊急通報システム 新規200件 | 高齢者緊急通報システム 新規200件 | 高齢者緊急通報システム 新規200件 | 高齢者緊急通報システム 新規600件 |
| | 高齢者安心コール ^{※3} 130世帯 | 高齢者安心コール 新規20世帯 | 高齢者安心コール 新規20世帯 | 高齢者安心コール 新規20世帯 | 高齢者安心コール 新規60世帯 |
| | たすけあいネットワーク (地域の目) 見守りを希望する登録者数 100人 あんしん協力員 ^{※4} 430人 あんしん協力機関 ^{※5} 150団体 | たすけあいネットワーク (地域の目) 見守りを希望する登録者数 《100人》 あんしん協力員 新規20人 あんしん協力機関 新規5団体 | たすけあいネットワーク (地域の目) 見守りを希望する登録者数 《100人》 あんしん協力員 新規20人 あんしん協力機関 新規5団体 | たすけあいネットワーク (地域の目) 見守りを希望する登録者数 《100人》 あんしん協力員 新規20人 あんしん協力機関 新規5団体 | たすけあいネットワーク (地域の目) 見守りを希望する登録者数 《100人》 あんしん協力員 新規60人 あんしん協力機関 新規15団体 |
| | 徘徊高齢者探索システム ^{※6} 利用者 75人 | 徘徊高齢者探索システム 利用者 80人 | 徘徊高齢者探索システム 利用者 80人 | 徘徊高齢者探索システム 利用者 80人 | 徘徊高齢者探索システム 利用者 240人 |
| | 経費(百万円) | 61 | 61 | 61 | 183 |

- ※1 安心おたっしや訪問：高齢者の孤立を防止、住み慣れた地域でより安心して生活できるように、75歳以上の介護認定や医療受診歴がない等の高齢者宅を訪問して地域の中で日常的に相談できる関係を作るとともに、潜在的なニーズを把握し、必要に応じて適切な支援につなげる事業
- ※2 高齢者緊急通報システム：65歳以上の高齢者のみの世帯の自宅に通報機を設置し、急病時にペンダント型の救急ボタンを押すだけで、派遣員が現場に駆け付け、利用者に代わり救急要請をするシステム
- ※3 高齢者安心コール：65歳以上の高齢者のみの世帯に、週1回定期的に電話をかけ、安否確認や健康相談等を行うサービス
- ※4 あんしん協力員：地域の高齢者（おおむね65歳以上の単身世帯または高齢者のみの世帯）の見守りを行うたすけあいネットワーク（地域の目）事業の趣旨に賛同し区に登録した人。見守りを希望する高齢者に対し、定期的な訪問を行うほか、地域に住む高齢者に気を配り、声かけを行うなどの見守りを行う
- ※5 あんしん協力機関：民間事業者等でたすけあいネットワーク（地域の目）事業の趣旨に賛同し区と覚書を取り交わした団体（新聞販売店、宅配事業者など）。日常業務の中で、その団体の特色を生かし、緩やかな見守りを行う
- ※6 徘徊高齢者探索システム：認知症の高齢者が徘徊した時に、GPSを使用し位置情報を探索し、高齢者の早期発見と介護者の負担軽減を支援するサービス

4 家族介護者支援の充実

高齢者等を在宅で介護しているケアラー（家族等）の休息の確保及び負担軽減に資するため、介護保険サービスによる支援に加えて、多様化するニーズを把握しながら区独自に提供する支援の充実を図ります。

| | 5(2023)年度末(見込) | 6(2024)年度 | 7(2025)年度 | 8(2026)年度 | 3か年計 |
|-----|---|---|---|---|--|
| 事業量 | ほっと一息、介護者ヘルプ ^{※1} 利用者 延べ 10,000人 | ほっと一息、介護者ヘルプ 利用者 延べ 10,000人 | ほっと一息、介護者ヘルプ 利用者 延べ 10,000人 | ほっと一息、介護者ヘルプ 利用者 延べ 10,000人 | ほっと一息、介護者ヘルプ 利用者 延べ 30,000人 |
| | 緊急ショートステイ(医療型) ^{※2} 実施 | 緊急ショートステイ(医療型) 実施 | 緊急ショートステイ(医療型) 実施 | 緊急ショートステイ(医療型) 実施 | 緊急ショートステイ(医療型) 実施 |
| | 家族介護教室 参加者数 1,400人 | 家族介護教室 参加者数 1,600人 | 家族介護教室 参加者数 1,800人 | 家族介護教室 参加者数 2,000人 | 家族介護教室 参加者数 5,400人 |
| | 介護用品の支給 おむつ支給 利用者 4,800人 おむつ代助成 延べ 850人 | 介護用品の支給 おむつ支給 利用者 4,920人 おむつ代助成 延べ 860人 | 介護用品の支給 おむつ支給 利用者 5,040人 おむつ代助成 延べ 870人 | 介護用品の支給 おむつ支給 利用者 5,160人 おむつ代助成 延べ 880人 | 介護用品の支給 おむつ支給 利用者 15,120人 おむつ代助成 延べ 2,610人 |
| | 経費(百万円) | 470 | 480 | 487 | 1,437 |

- ※1 ほっと一息、介護者ヘルプ：高齢者を同居で介護している家族の休息やリフレッシュを目的としたサービスで、ヘルパーが生活援助を行う事業
- ※2 緊急ショートステイ（医療型）：日常的に医療行為が必要な高齢者を在宅で介護している家族が病気や事故、葬儀等により急に介護ができなくなった場合に、一時的に病院で家族に代わって介護する事業

5 介護サービス基盤の整備 重点

特別養護老人ホームについては、この間の整備により令和8年度（2026年度）まで緊急性の高い入所待機者は発生しない見込みですが、更なる高齢化の進展等により介護施設の需要が高まることを踏まえ、必要な時に必要な施設サービスが利用できるよう、計画的な整備を進めます。このうち、ケアハウス今川（運営事業者との契約期間満了により令和6年（2024年）2月末で休止）については、必要な施設改修等を行った上、令和8年度（2026年度）に運営再開を図ります。

また、区内の介護施設等でより質の高いサービスが提供されるよう、研修によるスキル向上や介護ロボットの導入による負担軽減と業務効率化を図るなど、介護人材の定着・育成支援に取り組んでいきます。

| | 5(2023)年度末(見込) | 6(2024)年度 | 7(2025)年度 | 8(2026)年度 | 3か年計 |
|---------|---|--|--|---|---|
| 事業量 | 特別養護老人ホーム整備 (累計24所 定員合計2,203人) | 特別養護老人ホーム整備 — (累計24所 定員合計2,203人) | 特別養護老人ホーム整備 — (累計24所 定員合計2,203人) | 特別養護老人ホーム整備 需要予測・整備方針改定 (累計24所 定員合計2,203人) | 特別養護老人ホーム整備 需要予測・整備方針改定 (累計24所 定員合計2,203人) |
| | ケアハウス ^{※1} 整備 2所(うち1所休止) | ケアハウス整備 改修設計 1所 | ケアハウス整備 改修工事 0.6所 | ケアハウス整備 改修工事 0.4所 開設 1所(累計2所) | ケアハウス整備 改修設計 1所 改修工事 1所 開設 1所(累計2所) |
| | 認知症高齢者グループホーム ^{※2} 整備 (累計37所 定員合計678人) | 認知症高齢者グループホーム整備 2所 54人 (累計39所 定員合計732人) | 認知症高齢者グループホーム整備 1所 27人 (累計40所 定員合計759人) | 認知症高齢者グループホーム整備 1所 27人 (累計41所 定員合計786人) | 認知症高齢者グループホーム整備 4所 108人 (累計41所 定員合計786人) |
| | (看護)小規模多機能型居宅介護事業所 ^{※3} 整備 (累計12所 定員合計344人) | (看護)小規模多機能型居宅介護事業所整備 — (累計12所 定員合計344人) | (看護)小規模多機能型居宅介護事業所整備 1所 29人 (累計13所 定員合計373人) | (看護)小規模多機能型居宅介護事業所整備 1所 25人 (累計14所 定員合計398人) | (看護)小規模多機能型居宅介護事業所整備 2所 54人 (累計14所 定員合計398人) |
| | 都市型軽費老人ホーム ^{※4} 整備 (累計3所 定員合計60人) | 都市型軽費老人ホーム整備 — (累計3所 定員合計60人) | 都市型軽費老人ホーム整備 — (累計3所 定員合計60人) | 都市型軽費老人ホーム整備 1所 20人 (累計4所 定員合計80人) | 都市型軽費老人ホーム整備 1所 20人 (累計4所 定員合計80人) |
| | 介護事業所職員向け研修 18回 | 介護事業所職員向け研修 19回 | 介護事業所職員向け研修 19回 | 介護事業所職員向け研修 19回 | 介護事業所職員向け研修 57回 |
| | 研修受講料助成金交付 交付件数 100件 | 研修受講料助成金交付 交付件数 100件 | 研修受講料助成金交付 交付件数 100件 | 研修受講料助成金交付 交付件数 100件 | 研修受講料助成金交付 交付件数 300件 |
| | 非常勤職員健康診断等の助成金交付 20事業所 | 非常勤職員健康診断等の助成金交付 20事業所 | 非常勤職員健康診断等の助成金交付 20事業所 | 非常勤職員健康診断等の助成金交付 20事業所 | 非常勤職員健康診断等の助成金交付 60事業所 |
| | 介護ロボット ^{※5} 導入 23所 | 介護ロボット導入 3所(累計26所) | 介護ロボット導入 3所(累計29所) | 介護ロボット導入 3所(累計32所) | 介護ロボット導入 9所(累計32所) |
| | — | 主任介護支援専門員 ^{※6} ・ 介護支援専門員 ^{※7} 法定 研修受講料助成金交付 交付件数 145件 | 主任介護支援専門員・ 介護支援専門員法定研 修受講料助成金交付 交付件数 145件 | 主任介護支援専門員・ 介護支援専門員法定研 修受講料助成金交付・ 検討 交付件数 145件 | 主任介護支援専門員・ 介護支援専門員法定研 修受講料助成金交付・ 検討 交付件数 435件 |
| 経費(百万円) | 276 | 208 | 747 | 1,231 | |

6 高齢者いきがい活動の充実

多くの元気な高齢者が地域の中でいきがいを持って活躍できるよう、身近な場所で気軽に集える居場所を確保するとともに、多様な地域活動・ボランティア活動や学びと仲間づくり等の機会を提供し、「人生100年時代」の健康長寿社会に必要な環境の整備・充実を図ります。

| | 5(2023)年度末(見込) | 6(2024)年度 | 7(2025)年度 | 8(2026)年度 | 3か年計 |
|--------------------------------------|--|---|------------------------------------|------------------------------------|--|
| 事業量 | ゆうゆう館の運営 | ゆうゆう館の運営 | ゆうゆう館の運営 | ゆうゆう館の運営 | ゆうゆう館の運営 |
| | 高齢者活動支援センターの運営 | 高齢者活動支援センターの運営 | 高齢者活動支援センターの運営 | 高齢者活動支援センターの運営 | 高齢者活動支援センターの運営 |
| | いきいきクラブ ^{※8} 58クラブ 活動支援 | いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援 | いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援 | いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援 | いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援 |
| | 長寿応援ポイント事業 ^{※9} 実施 事業の見直し検討 | 長寿応援ポイント事業 実施 事業の見直し検討 見直し後の事業実施 準備 | 長寿応援ポイント事業 見直し後の事業実施 | 長寿応援ポイント事業 見直し後の事業実施 | 長寿応援ポイント事業 実施 事業の見直し検討 見直し後の事業実施 準備 見直し後の事業実施 |
| 杉の樹大学 ^{※10} 事業 ICT関連講座実施 | 杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し | 杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し | 杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し | 杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し | |
| 経費(百万円) | | 459 | 447 | 448 | 1,354 |

- ※1 ケアハウス：特定施設入所者生活介護の指定を受け、入居者に対してケアプランに基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行う施設
- ※2 認知症高齢者グループホーム：認知症の方が、家庭的な環境の中で、必要な援助を受けながら共同生活を行う施設
- ※3 (看護)小規模多機能型居宅介護事業所：介護が必要となった方が、自宅や住み慣れた場所での生活が継続できるように、通所、宿泊、訪問サービスを受けることができる施設
- ※4 都市型軽費老人ホーム：身体機能の低下により自立した生活に不安のある高齢者が、必要な援助を受けながら、低額な料金で利用することができ、地価が高い都市部の実情に配慮して、設備、人員基準が緩和された施設
- ※5 介護ロボット：日常生活支援における、移乗支援、排泄支援、見守り、入浴支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のあるロボット
- ※6 主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）：介護支援専門員のうち、他の介護支援専門員に対する助言、指導や、その他の介護支援サービスを適切に提供するために必要な知識及び技能を習得すること等を目的として行われる研修を修了した者
- ※7 介護支援専門員（ケアマネジャー）：要支援・要介護と認定された方に対して、アセスメントに基づいたケアプランを作成し、利用するサービスの調整を行う専門職
- ※8 いきいきクラブ：概ね60歳以上の高齢者が、自らの知識や経験を生かし、いきがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じて、高齢期をいきいきと過ごすことを目的とした地域団体
- ※9 長寿応援ポイント事業：区が事前に認定した地域貢献活動やいきがい活動等へ参加した高齢者に、商品券等と交換できるポイントシールを配ることで、いきがいや互いの支え合いを応援する仕組み
- ※10 杉の樹大学：60歳以上の区民を対象とした講座を開催し、学びを通したいきがいの発見、地域参加等を支援する事業。令和4年度（2022年度）から、高齢者のICT利用を支援するための講座を中心に学びの機会を提供

福祉・地域共生

すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち

施策17 障害者の社会参加と地域生活の支援

障害者が自らの意思で選択や決定をしながら、充実した地域生活を続けられるよう、日中活動の場や住まいの確保、個々の能力等に応じた就労支援や社会参加支援の取組を推進します。

また、障害特性に応じたサービスを充実するとともに、障害の有無にかかわらず誰もが認め合い、支え合う共生社会の実現に向けて取り組めます。

施策の現状と課題

- 障害の重度化や加齢に伴い身体機能が低下しても、身近な地域で充実した生活が続けられるよう、利用者のニーズを踏まえた通所施設整備や、障害者グループホーム^{※1}などの住まいの確保を推進していく必要があります。
- 一人ひとりの能力や特性に合わせた多様な就労形態の確保及び継続的支援による就労・雇用定着の更なる充実が求められています。また、障害者雇用促進法が改正され、法定雇用率が段階的に引き上げられるほか、障害者雇用率の算定方法が変更となるなど、企業の障害者雇用に対する更なる理解が必要です。
- 介護者が不在となった緊急時でも、障害者が地域で安心して暮らし続けられる体制を、地域の関係者の連携で、更に整えていく必要があります。
- 障害者の社会参加を支援するための取組を推進していくことが求められています。また、障害者が自分らしく暮らせるよう、区民や事業者が障害の理解促進と合理的配慮^{※2}の提供により一層取り組むことが重要です。
- 地域社会において、障害者の円滑なコミュニケーションを図るためには、障害の特性を理解し、その特性にあった支援を行う必要があります。また、デジタル技術が発展する中、障害者の情報通信機器等の活用に向けた対策が求められています。

計画最終年度の目標

- 障害者が身近な地域でいきいきと日々の活動と暮らしができる場が整備されています。
- 個々の能力や特性に応じたきめ細やかな支援により、障害者雇用が進み、多様な就労形態で活躍する障害者が着実に増えています。また、重度の障害者などの活躍の場が拡がり、安心して就労できる環境が整備されています。
- 福祉人材が確保されることにより、障害者に対する緊急時に備えた支援等が充実し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる体制が整っています。
- 外出支援の取組や余暇活動などの場が充実し、障害者がスポーツ活動など様々な活動に参加する機会が増えることで、充実した生活が送れる環境が整っています。また、障害の有無によって分け隔たられることなく、障害者が地域の一員として力を発揮し、地域で支え、支えられながら暮らしています。
- 障害のある方が様々な場所や場面において、適切な意思疎通支援やデジタル技術の活用を通して、円滑なコミュニケーションを取ることができています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の現状と目標値

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | |
|--|------------|-----------|------------|
| | | 8年度(2026) | 12年度(2030) |
| 1 重度障害者通所施設定員数 重度障害者が日中活動を行う施設(生活介護)の定員数 | 206人(4年度) | 246人 | 286人 |
| 2 就労1年後の定着率 民間作業所および障害者雇用支援事業団から就労した人の定着率 | 91.7%(4年度) | 97.0% | 98.0% |
| 3 障害者緊急時対応計画の作成が必要な障害者への計画作成率 — | 2.6%(4年度) | 58.6% | 100% |
| 4 移動支援事業 ^{※3} 利用率 年間利用者実人数÷年度末移動支援登録者数 | 72.2%(4年度) | 86.0% | 90.0% |
| 5 街で障害者が困っているときに声をかけたことのある区民の割合 区民意向調査 | 75.3%(4年度) | 86.0% | 90.0% |

施策を構成する実行計画事業

- 1 重度障害者等の通所施設整備と住まいの確保 **重点**
- 2 障害者の就労支援の推進・拡充 **重点**
- 3 障害者の地域生活支援体制の推進・強化 **重点**
- 4 障害者の社会参加支援の推進 **重点**
- 5 高齢の障害者等への支援の充実
- 6 障害者の権利擁護と共生社会の推進
- 7 障害特性に合わせたコミュニケーション支援の充実
- 8 障害者の地域医療体制の整備 **再掲** (施策13-5)
- 9 障害者スポーツの推進 **再掲** (施策29-2)

※1 障害者グループホーム：障害者が食事、排泄、入浴等の援助を受けながら、共同生活を営む住まい
 ※2 合理的配慮：障害者が日常生活や社会生活を送る上での不便さや困難を改善するために、周囲ができる範囲（過重な負担にならない）で行う目的に沿った心配りのこと
 ※3 移動支援事業：屋外での移動に困難がある障害者（児）に対し、外出時に付き添いのガイドヘルパーを派遣することで、障害者の余暇・社会活動への参加を支援する事業

1 重度障害者等の通所施設整備と住まいの確保 重点

障害者が安心して充実した日々を送れるよう、特別支援学校^{※1}の卒業予定者数の実態等を踏まえ、公有地等の活用により重度障害者の日中活動の場の整備を進めるとともに、医療的ケアが必要な障害者の増加に対応していきます。また、障害者が住み慣れた地域で必要な援助を受けながら過ごすために、普及啓発セミナーの開催や、「障害者グループホームマッチングコーディネート事業^{※2}」を実施し、より質の高い住まいの確保に取り組めます。このほか、安定したサービス提供と支援者の負担軽減を図ることを目的に、介護ロボット等の導入検討を進めます。

| | 5(2023)年度末(見込) | 6(2024)年度 | 7(2025)年度 | 8(2026)年度 | 3か年計 |
|----------------|--|--|--|--|--|
| 事業量 | 重度知的障害者通所施設 5所 | 重度知的障害者通所施設 開設準備 | 重度知的障害者通所施設 新規1所 | 重度知的障害者通所施設 | 重度知的障害者通所施設 開設準備・新規1所 |
| | 重度身体障害者通所施設 5所 | 重度身体障害者通所施設 整備検討 | 重度身体障害者通所施設 整備検討 | 重度身体障害者通所施設 整備検討 | 重度身体障害者通所施設 整備検討 |
| | 区立障害者施設 改修検討 | 区立障害者施設 改修計画1所 | 区立障害者施設 改修設計1所 | 区立障害者施設 改修工事0.5所 | 区立障害者施設 改修計画1所 改修設計1所 改修工事0.5所 |
| | 障害者の住まいの確保のための支援 セミナー開催 2回 障害者グループホームマッチングコーディネート事業による開設促進 | 障害者の住まいの確保のための支援 セミナー開催 2回 障害者グループホームマッチングコーディネート事業による開設促進 | 障害者の住まいの確保のための支援 セミナー開催 2回 障害者グループホームマッチングコーディネート事業による開設促進 | 障害者の住まいの確保のための支援 セミナー開催 2回 障害者グループホームマッチングコーディネート事業による開設促進 | 障害者の住まいの確保のための支援 セミナー開催 6回 障害者グループホームマッチングコーディネート事業による開設促進 |
| | — | 障害者施設における介護ロボット等導入 検討 | 障害者施設における介護ロボット等導入 試行実施 | 障害者施設における介護ロボット等導入 効果検証 | 障害者施設における介護ロボット等導入 検討 試行実施 効果検証 |
| 経費(百万円) | 146 | 242 | 699 | 1,087 | |

※1 特別支援学校：障害者等に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校
 ※2 障害者グループホームマッチングコーディネート事業：障害者グループホームの開設に当たり、施設の開設相談から運営開始までを一貫して支援する事業

2 障害者の就労支援の推進・拡充 重点

障害者一人ひとりのニーズに沿った多様な働き方に対応するため、就労相談の充実に加え、職場体験や就労の場を拡充していきます。また、障害者本人に対する相談や企業への助言などを行うとともに、関係機関との連携により、障害者が安心して働き続けられる環境づくりを促進します。さらに、重度障害者の就労を後押しするため、障害者と企業それぞれに対して、きめ細やかな支援を実施します。

| | 5(2023)年度末(見込) | 6(2024)年度 | 7(2025)年度 | 8(2026)年度 | 3か年計 |
|-----|--|---|---|---|---|
| 事業量 | 就労支援 就労相談の実施 職場体験実習 実施 受入先の拡充 新規1所 (累計12所) | 就労支援 就労相談の実施 職場体験実習 実施 受入先の拡充 新規1所 (累計13所) | 就労支援 就労相談の実施 職場体験実習 実施 受入先の拡充 新規1所 (累計14所) | 就労支援 就労相談の実施 職場体験実習 実施 受入先の拡充 新規1所 (累計15所) | 就労支援 就労相談の実施 職場体験実習 実施 受入先の拡充 新規3所 (累計15所) |
| | 定着支援 就労者に対する相談 企業に対する相談・助言 就労者、企業、関係機関との連絡調整 | 定着支援 就労者に対する相談 企業に対する相談・助言 就労者、企業、関係機関との連絡調整 | 定着支援 就労者に対する相談 企業に対する相談・助言 就労者、企業、関係機関との連絡調整 | 定着支援 就労者に対する相談 企業に対する相談・助言 就労者、企業、関係機関との連絡調整 | 定着支援 就労者に対する相談 企業に対する相談・助言 就労者、企業、関係機関との連絡調整 |
| | 重度障害者就労支援 重度障害者等就労支援特別事業 実施 | 重度障害者就労支援 重度障害者等就労支援特別事業 実施 重度障害者スタートアッププログラム 実施 企業に対する障害者雇用促進 | 重度障害者就労支援 重度障害者等就労支援特別事業 実施 重度障害者スタートアッププログラム 実施 企業に対する障害者雇用促進 | 重度障害者就労支援 重度障害者等就労支援特別事業 実施 重度障害者スタートアッププログラム 実施 企業に対する障害者雇用促進 | 重度障害者就労支援 重度障害者等就労支援特別事業 実施 重度障害者スタートアッププログラム 実施 企業に対する障害者雇用促進 |
| | 経費(百万円) | 136 | 136 | 136 | 408 |

3 障害者の地域生活支援体制の推進・強化 重点

介護者が疾病等で不在となった場合などの緊急時においても、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、障害者地域相談支援センター（すまいる）に配置しているコーディネーター等を中心に「緊急時対応計画」を作成する取組を進めるとともに、ショートステイなどの「緊急時対応事業^{※1}」を実施する事業者を増やしていきます。

また、区内の事業者が安定的により質の高いサービスを提供できるよう、福祉人材の確保や専門人材の育成を図るとともに、区立障害者通所施設は区内の障害福祉サービス事業所全体の中で中核的な役割を担いながら、民間事業所への支援や重度障害者の受け入れ先の充実等に取り組めます。

精神科病院の長期入院者が退院後に円滑に地域生活を始められるよう、地域移行プレ相談事業^{※2}を実施します。また、地域の関係機関が連携して障害者の生活を支援できるよう、地域自立支援協議会^{※3}で課題を共有するなど、支援のネットワークづくりを推進します。

| | 5(2023)年度末(見込) | 6(2024)年度 | 7(2025)年度 | 8(2026)年度 | 3か年計 |
|-------------------------|--|---|---|---|--|
| 事業量 | 緊急時地域生活支援体制の整備 コーディネーターの配置 緊急時対応計画の作成 (累計240件) 緊急時対応事業 ショートステイ支援者派遣 | 緊急時地域生活支援体制の整備 コーディネーターの配置 緊急時対応計画の作成 新規70件 (累計310件) 緊急時対応事業 ショートステイ支援者派遣 | 緊急時地域生活支援体制の整備 コーディネーターの配置 緊急時対応計画の作成 新規85件 (累計395件) 緊急時対応事業 ショートステイ支援者派遣 | 緊急時地域生活支援体制の整備 コーディネーターの配置 緊急時対応計画の作成 新規85件 (累計480件) 緊急時対応事業 ショートステイ支援者派遣 | 緊急時地域生活支援体制の整備 コーディネーターの配置 緊急時対応計画の作成 新規240件 (累計480件) 緊急時対応事業 ショートステイ支援者派遣 |
| | 福祉人材の確保・育成 専門研修等の実施 | 福祉人材の確保・育成 専門研修等の実施 研修等受講料助成 | 福祉人材の確保・育成 専門研修等の実施 研修等受講料助成 | 福祉人材の確保・育成 専門研修等の実施 研修等受講料助成 | 福祉人材の確保・育成 専門研修等の実施 研修等受講料助成 |
| | 区立障害者通所施設の役割の見直し 実施 | 区立障害者通所施設の機能拡充 民間事業所への支援 実施 重度障害者の受け入れの促進 | 区立障害者通所施設の機能拡充 民間事業所への支援 実施 重度障害者の受け入れの促進 | 区立障害者通所施設の機能拡充 民間事業所への支援 実施 重度障害者の受け入れの促進 | 区立障害者通所施設の機能拡充 民間事業所への支援 実施 重度障害者の受け入れの促進 |
| | 地域移行の促進 地域移行プレ相談事業の実施 | 地域移行の促進 地域移行プレ相談事業の実施 | 地域移行の促進 地域移行プレ相談事業の実施 | 地域移行の促進 地域移行プレ相談事業の実施 | 地域移行の促進 地域移行プレ相談事業の実施 |
| 地域の支援ネットワークづくりの推進 実施 | 地域の支援ネットワークづくりの推進 実施 | 地域の支援ネットワークづくりの推進 実施 | 地域の支援ネットワークづくりの推進 実施 | 地域の支援ネットワークづくりの推進 実施 | |
| 経費(百万円) | 40 | 41 | 42 | 123 | |

※1 緊急時対応事業：緊急時対応計画に基づき、事前に登録・相談等をしておくことで、原則5日間の緊急時対応を行う「緊急時対応ショート」及び「緊急時支援者派遣」の事業
 ※2 地域移行プレ相談事業：精神科病院に長期入院している方に対し、障害者地域相談支援センターのピア相談員を活用し、退院に向けた動機付け支援や本人の生活力のアセスメント等を行い、地域移行支援を円滑に進めていく事業
 ※3 地域自立支援協議会：障害者総合支援法に規定されている会議体で、地域の課題を共有し、地域の実情に応じた支援体制を整備することを目的とした機関

4 障害者の社会参加支援の推進 重点

障害者が余暇活動などで集える場を充実させるため、身近な施設を利用しやすくする取組を進めるとともに、その情報を分かりやすく発信していきます。また、通所施設への出前教室など、普段生活している場でスポーツ・レクリエーションを体験する機会を設け、地域活動への参加を促します。このほか、外出時にガイドヘルパーを派遣する移動支援事業については、個々の状況に応じたより適切な支援を行えるよう、令和2年度（2020年度）に実施した見直し内容の検証を行います。

| | 5(2023)年度末(見込) | 6(2024)年度 | 7(2025)年度 | 8(2026)年度 | 3か年計 |
|-----|--|--|--|--|--|
| 事業量 | 余暇活動の場の充実 | 余暇活動の場の充実 障害者が利用しやすい環境づくり 実施 余暇等情報発信の充実 実施 | 余暇活動の場の充実 障害者が利用しやすい環境づくり 実施 余暇等情報発信の充実 実施 | 余暇活動の場の充実 障害者が利用しやすい環境づくり 実施 余暇等情報発信の充実 実施 | 余暇活動の場の充実 障害者が利用しやすい環境づくり 実施 余暇等情報発信の充実 実施 |
| | スポーツ・レクリエーション活動の推進 体験イベント 3回 出前型教室の実施 8回 | スポーツ・レクリエーション活動の推進 体験イベント 3回 出前型教室の実施 12回 | スポーツ・レクリエーション活動の推進 体験イベント 4回 出前型教室の実施 12回 | スポーツ・レクリエーション活動の推進 体験イベント 3回 出前型教室の実施 12回 | スポーツ・レクリエーション活動の推進 体験イベント 10回 出前型教室の実施 36回 |
| | 移動支援事業 実施 | 移動支援事業 実施 | 移動支援事業 実施 事業の見直し検証 | 移動支援事業 実施 事業の見直し | 移動支援事業 実施 事業の見直し |
| | 経費(百万円) | 568 | 570 | 576 | 1,714 |

5 高齢の障害者等への支援の充実

高齢の障害者等が個々の身体状況や適性に合わせてサービスを選択して利用できるよう、介護保険サービス事業所が障害福祉サービスを提供する共生型サービス事業所^{※1}の開設を促進するとともに、高齢福祉、障害福祉分野の更なる連携により、高齢の障害者への地域生活の支援の充実を図ります。また、障害者が65歳になる前から、高齢福祉、障害福祉の両分野の支援者を交えたケア会議^{※2}を開催するなど、一体的な取組を推進していきます。

| | 5(2023)年度末(見込) | 6(2024)年度 | 7(2025)年度 | 8(2026)年度 | 3か年計 |
|---------|-----------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|
| 事業量 | 共生型サービス事業所開設の促進 実施 | 共生型サービス事業所開設の促進 実施・検証 | 共生型サービス事業所開設の促進 実施 | 共生型サービス事業所開設の促進 実施 | 共生型サービス事業所開設の促進 実施・検証 |
| | 高齢・障害施策の周知と連携の推進 セミナー等開催 3回 | 高齢・障害施策の周知と連携の推進 セミナー等開催 3回 | 高齢・障害施策の周知と連携の推進 セミナー開催 1回 | 高齢・障害施策の周知と連携の推進 セミナー開催 1回 | 高齢・障害施策の周知と連携の推進 セミナー等開催 5回 |
| | 介護保険移行に向けたケア会議の開催 | 介護保険移行に向けたケア会議の開催 | 介護保険移行に向けたケア会議の開催 | 介護保険移行に向けたケア会議の開催 | 介護保険移行に向けたケア会議の開催 |
| 経費(百万円) | 8 | 4 | 2 | 14 | |

※1 共生型サービス事業所：「介護保険」か「障害福祉」のどちらかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の指定も受けやすくすることを目的とする「共生型サービス」を提供する事業者
 ※2 ケア会議：本人を中心に家族や支援者等が参加し、本人が望む生活の実現のために具体的な支援方針や役割分担などを確認する会議体

6 障害者の権利擁護と共生社会の推進

障害者差別解消法の改正により、令和6年（2024年）4月から、民間事業者に対し、障害者への合理的配慮の提供が義務化されます。そこで、障害当事者、支援者等とともに「共生社会しかけ隊」を結成し、障害者が地域で生活するうえで関わる様々な場所に出向き、対話を通して合理的配慮の提供の取組を促進します。

また、地域の見守り等により虐待の未然防止に努めるとともに、障害者虐待の通報や相談に対しては、迅速かつ適切に対応します。

| | 5(2023)年度末(見込) | 6(2024)年度 | 7(2025)年度 | 8(2026)年度 | 3か年計 |
|---------|--|--|--|--|--|
| 事業量 | 障害の理解促進と合理的配慮の提供 共生社会しかけ隊による働きかけの実施 | 障害の理解促進と合理的配慮の提供 共生社会しかけ隊による働きかけの実施 | 障害の理解促進と合理的配慮の提供 共生社会しかけ隊による働きかけの実施 | 障害の理解促進と合理的配慮の提供 共生社会しかけ隊による働きかけの実施 | 障害の理解促進と合理的配慮の提供 共生社会しかけ隊による働きかけの実施 |
| | 障害者虐待防止の推進 | 障害者虐待防止の推進 | 障害者虐待防止の推進 | 障害者虐待防止の推進 | 障害者虐待防止の推進 |
| 経費(百万円) | | 3 | 3 | 3 | 9 |

7 障害特性に合わせたコミュニケーション支援の充実

令和5年（2023年）に杉並区手話言語条例が制定されたことを踏まえ、手話は言語であるとの認識のもと、区民の手話に対する理解促進等に取り組みます。また、デジタル技術を活用した遠隔での手話通訳サービスを提供し、手話を使用しやすい環境を整備します。このほか、情報を得にくい障害者に対し、講座等によるデジタルデバイス^{※1}対策を実施するとともに、高次脳機能障害者の支援を拡充するなど障害特性に合わせたコミュニケーション支援の充実を図ります。

| | 5(2023)年度末(見込) | 6(2024)年度 | 7(2025)年度 | 8(2026)年度 | 3か年計 |
|---------|---|---|---|---|---|
| 事業量 | 手話に対する理解促進・普及啓発 普及啓発 手話通訳者の育成 関係団体との連絡調整 | 手話に対する理解促進・普及啓発 普及啓発 手話通訳者の育成 関係団体との連絡調整 | 手話に対する理解促進・普及啓発 普及啓発 手話通訳者の育成 関係団体との連絡調整 | 手話に対する理解促進・普及啓発 普及啓発 手話通訳者の育成 関係団体との連絡調整 | 手話に対する理解促進・普及啓発 普及啓発 手話通訳者の育成 関係団体との連絡調整 |
| | デジタル技術を活用した遠隔窓口手話システム ^{※2} 試験導入・効果検証 | デジタル技術を活用した遠隔窓口手話システム 本格導入 | デジタル技術を活用した遠隔窓口手話システム 運用 | デジタル技術を活用した遠隔窓口手話システム 運用 | デジタル技術を活用した遠隔窓口手話システム 本格導入・運用 |
| | 障害者のデジタルデバイス対策の推進 実施 | 障害者のデジタルデバイス対策の推進 実施 | 障害者のデジタルデバイス対策の推進 実施 | 障害者のデジタルデバイス対策の推進 実施 | 障害者のデジタルデバイス対策の推進 実施 |
| | 高次脳機能障害者の支援 失語症サロン 検討 意思疎通支援 検討 | 高次脳機能障害者の支援 失語症サロン 実施 意思疎通支援 検討 | 高次脳機能障害者の支援 失語症サロン 実施 意思疎通支援 実施 | 高次脳機能障害者の支援 失語症サロン 実施 意思疎通支援 実施 | 高次脳機能障害者の支援 失語症サロン 実施 意思疎通支援 検討・実施 |
| 経費(百万円) | | 15 | 14 | 14 | 43 |

※1 デジタルデバイス：インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差

※2 遠隔窓口手話システム：意思疎通支援が必要な障害者に対し、情報通信技術を活用し、遠隔で意思疎通支援を行うシステム